

報告事項(1)

サルビア号の利用状況について

平成28年度 第1回地域公共交通会議資料 平成28年12月16日(金)

1

1.サルビア号の利用状況等について

○まちなか便の運行

町の施設、観光スポットや福崎駅など町の主要な箇所を運行している。

運行日・・・月曜日～土曜日

○郊外便の運行方法

区分	川西地区	川東地区
運行方法	定時定路線型運行 (H26.4月より変更) 定められた時刻に定められた路線を 運行 (電話予約は不要)	予約型運行 (変更なし) 電話予約は30分前まででOK (H26.4月より) (予約のあったバス停のみを運行)
運行路線	2路線 川西A (田口 → 吉田東) 川西B (長野 → 吉田東)	2路線 川東C (亀坪 → 小倉・鍛冶屋・庄西垣内) 川東D (小倉・鍛冶屋・庄西垣内 → 亀坪)
運行日	月曜日～土曜日の奇数日	月曜日～土曜日の偶数日

※まちなか便及び郊外便の運休ヨ・・・祝日、秋祭り2日間、12/31～1/3は運休

○運賃について

区 分	対象者	運賃 (料金)
通常運賃	大人	片道100円 (乗り継いでも併せて100円)
	小学生、中学生	H26.4月から利用促進のため無料
	小学生未満	無料
定期券 回数券	町内外問わず	定 期 : 期間は1か月単位。(月の途中も1か月とする) 1か月・・・400円、1年・・・4,000円 回数券 : 11枚綴り1,000円
無料乗車券	65歳以上の町内の 免許自主返還者	申請月から1年間無料 (1回限り)

2

巡回バス「サルビア号」の利用者数

平成27年度 上半期 (4月～9月)

月	運行日数			まちなか便		郊 外 便						合 計			
	計	川西 運行日	川東 運行日	利用者数	日平均	川 西		川 東		計		利用者数	内 乗継	差引 利用者数	日平均
						利用者数	日平均	利用者数	日平均	利用者数	日平均				
4月	25日	12日	13日	1,008人	40.3人	296人	24.7人	127人	9.8人	423人	16.9人	1,431人	1人	1,430人	57.2人
5月	23日	12日	11日	793人	34.5人	349人	29.1人	107人	9.7人	456人	19.8人	1,249人	3人	1,246人	54.2人
6月	26日	13日	13日	967人	37.2人	387人	29.8人	96人	7.4人	483人	18.6人	1,450人	2人	1,448人	55.7人
7月	26日	13日	13日	998人	38.4人	360人	27.7人	86人	6.6人	446人	17.2人	1,444人	0人	1,444人	55.5人
8月	26日	14日	12日	942人	36.2人	365人	26.1人	89人	7.4人	454人	17.5人	1,396人	3人	1,393人	53.6人
9月	23日	11日	12日	927人	40.3人	306人	27.8人	92人	7.7人	398人	17.3人	1,325人	2人	1,323人	57.5人
計	149日	75日	74日	5,635人	37.8人	2,063人	27.5人	597人	8.1人	2,660人	17.9人	8,295人	11人	8,284人	55.6人
前年度 4月～9月	150日	73日	77日	4,937人	32.9人	1,646人	22.5人	630人	8.2人	2,276人	15.2人	7,213人	35人	7,177人	47.8人
比 較 増 減	-1日	2日	-3日	698人	4.9人	417人	5.0人	-33人	-0.1人	384人	2.7人	1,082人	-25人	1,107人	7.8人

5

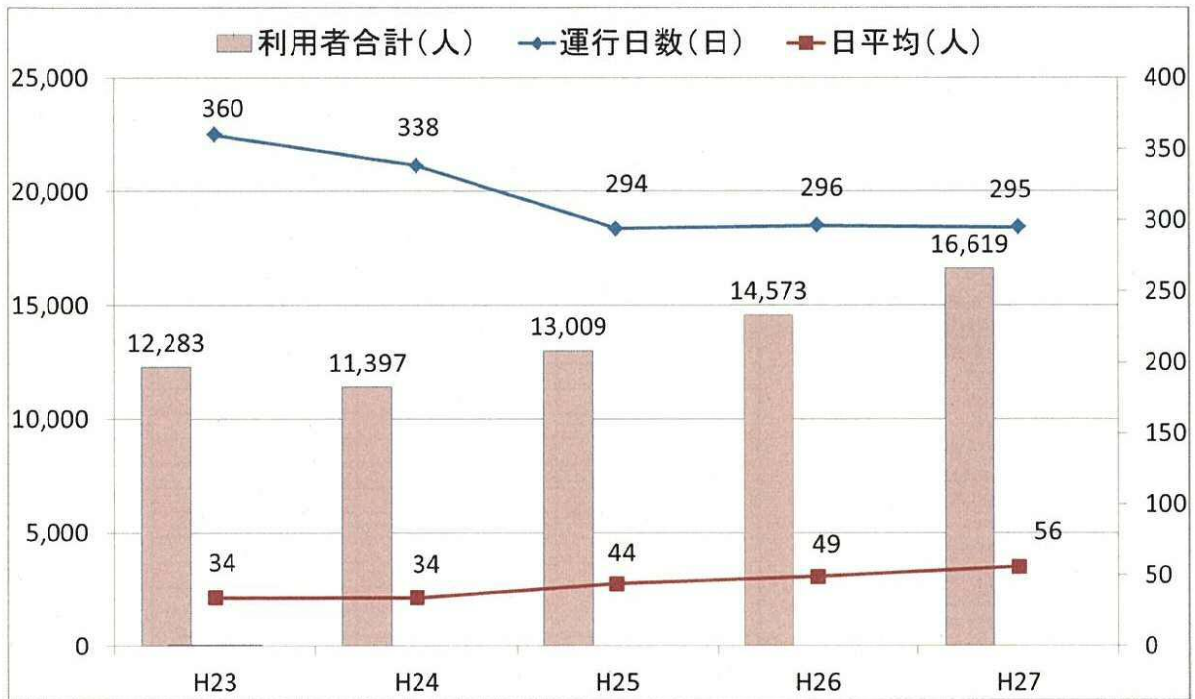
巡回バス「サルビア号」の利用者数

平成28年度 上半期 (4月～9月)

月	運行日数			まちなか便		郊 外 便						合 計			
	計	川西 運行日	川東 運行日	利用者数	日平均	川 西		川 東		計		利用者数	内 乗継	差引 利用者数	日平均
						利用者数	日平均	利用者数	日平均	利用者数	日平均				
4月	25日	12日	13日	980人	39.2人	285人	23.8人	90人	6.9人	375人	15.0人	1,355人	2人	1,353人	54.1人
5月	23日	11日	12日	1,033人	44.9人	300人	27.3人	104人	8.7人	404人	17.6人	1,437人	6人	1,431人	62.2人
6月	26日	13日	13日	1,094人	42.1人	338人	26.0人	139人	10.7人	477人	18.3人	1,571人	3人	1,568人	60.3人
7月	25日	13日	12日	1,045人	41.8人	394人	30.3人	103人	8.6人	497人	19.9人	1,542人	2人	1,540人	61.6人
8月	26日	13日	13日	1,076人	41.4人	419人	32.2人	103人	7.9人	522人	20.1人	1,598人	1人	1,597人	61.4人
9月	24日	12日	12日	1,040人	43.3人	360人	30.0人	107人	8.9人	467人	19.5人	1,507人	2人	1,505人	62.7人
計	149日	74日	75日	6,268人	42.1人	2,096人	28.3人	646人	8.6人	2,742人	18.4人	9,010人	16人	8,994人	60.4人
前年度 4月～9月	149日	75日	74日	5,635人	37.8人	2,063人	27.5人	597人	8.1人	2,660人	17.9人	8,295人	11人	8,284人	55.6人
比 較 増 減	0日	-1日	1日	633人	4.3人	33人	0.8人	49人	0.5人	82人	1.5人	715人	5人	710人	4.8人

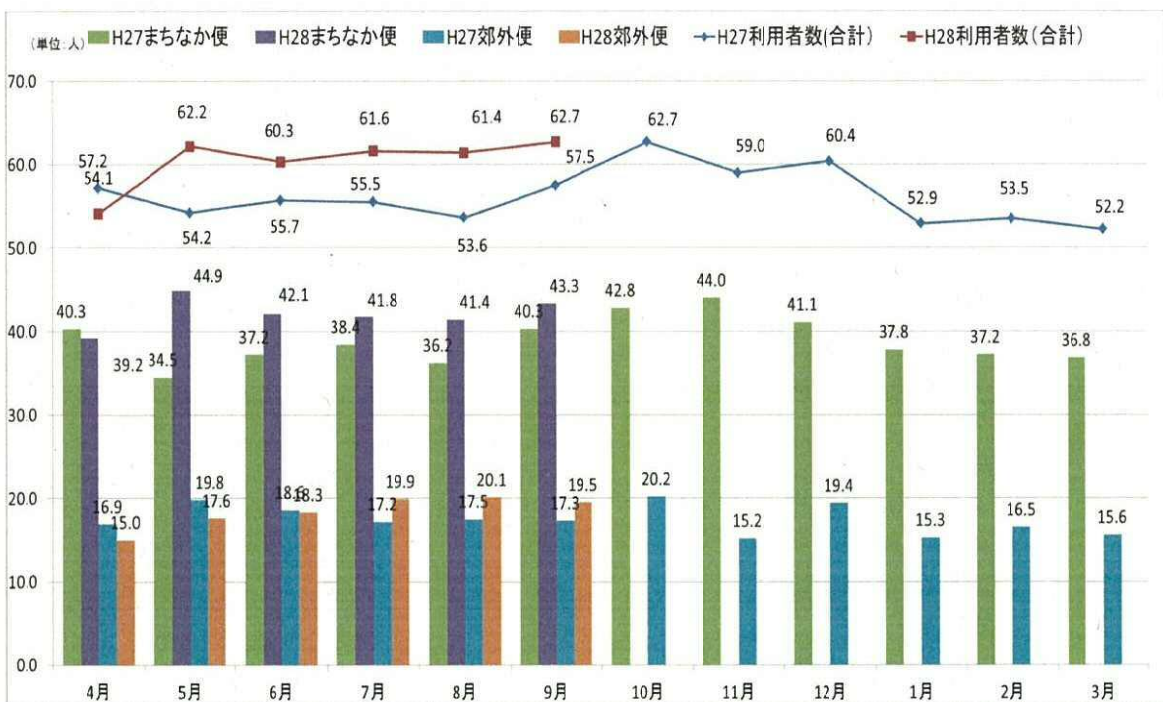
4

巡回バスの運行状況（利用者合計、運行日数、日平均利用者）



5

利用者数の推移（1日あたり平均利用者数 H27-H28年度比）



6

巡回バスサルビア号(まちなか便)上半期(4月~9月)バス停別乗者数 単位:人

バス停名	乗車人数		
	H28(149日)	H27(149日)	差
駅前	1,472	1,155	317
馬田	189	94	95
新町	51	62	△ 11
福崎小学校前	84	68	16
出屋敷	174	161	13
図書館	104	78	26
旬彩蔵	51	47	4
新町清水	100	16	84
福崎大橋東	40	61	△ 21
福崎町役場	359	387	△ 28
吉田東	143	161	△ 18
田尻南	190	170	20
田尻住宅	140	74	66
北野	3	4	△ 1
大門	77	105	△ 28
鬼追橋	47	54	△ 7
文珠荘	648	606	42
鬼追橋	28	57	△ 29
大門	44	96	△ 52
北野	6	8	△ 2
田尻	81	63	18
辻川界限南	23	22	1
もちむぎのやかた	190	113	77
辻川界限南	15	5	10
辻川	34	17	17
福崎町役場	251	267	△ 16
西野南	323	313	10
西野北	136	61	75
新町東	106	80	26
馬田東	11	17	△ 6
文化センター	454	499	△ 45
駅前	694	714	△ 20
合計	6,268	5,635	633

左回りルート(午前)
右回りルート(午後)

巡回バスサルビア号(郊外便・川東コース)上半期(4月~9月)バス停別乗者数

(単位:人)

バス停名	乗車人数		
	H28(75日)乗車	H27(74日)	差
亀坪	0	0	0
東大貫・西大貫	22	8	14
南大貫	4	5	△ 1
大門・加治谷	7	20	△ 13
井ノ口・北野・辻川	2	0	2
文珠荘	1	6	△ 5
福崎町役場	291	238	53
吉田東(ミミ整形前)	8	6	2
福崎大橋東(さとう前)	4	3	1
新町清水(JA神飾統括前)	1	1	0
旬彩蔵	0	3	△ 3
図書館	0	0	0
長目・八反田・吉田	5	2	3
中島・上中島	252	235	17
西光寺・西野野垣内	30	38	△ 8
余田・庄	8	17	△ 9
小倉・鍛冶屋・庄西垣内	11	15	△ 4
合計	646	597	49

川川東
C↓
まちなか
か↓
川川東
DC

巡回バスサルビア号(郊外便・川西コース)上半期(4月～9月)バス停別乗者数 (単位:人)

バス停	乗車人数			
	H28(74日)	H27(75日)	差	
川 西 A A (吉 田 東 ↓ 吉 田 東)	田口(公民館)	8	13	△ 5
	田口南	5	22	△ 17
	板坂(公民館)	104	99	5
	板坂新田北	18	25	△ 7
	板坂新田南(郵便局前)	18	45	△ 27
	桜(公民館)	78	49	29
	長野(公民館)	92	85	7
	長野(山本商店前)	11	34	△ 23
	福田住宅	3	5	△ 2
	福田(公民館)	0	21	△ 21
	福田(福崎高校西)	1	5	△ 4
	山崎(立石記念碑)	192	129	63
	文化センター(エルテホール前)	19	28	△ 9
	駅前(交通広場)	144	103	41
	新町西(アキタケ外科南)	15	8	7
	図書館	6	1	5
	旬彩蔵	15	24	△ 9
	新町清水(JA神飾統括前)	16	5	11
	福崎大橋東(さとう前)	17	13	4
	福崎町役場	247	370	△ 123
吉田東(ミナミ整形前)	20	23	△ 3	
計	1,029	1,107	△ 78	

9

巡回バスサルビア号(郊外便・川西コース)上半期(4月～9月)バス停別乗者数 (単位:人)

バス停	乗車人数			
	H28(74日)	H27(75日)	差	
川 西 B B (吉 田 東 ↓ 吉 田 東)	長野(山本商店前)	42	62	△ 20
	神谷(信号北)	39	39	0
	第1デイサービスセンター	5	15	△ 10
	西治(北ノ岡)	215	158	57
	西谷(大蔵神社下)	5	11	△ 6
	西谷(公民館東)	58	27	31
	西谷(順教寺前)	4	3	1
	高橋(官舎下)	80	74	6
	高橋(橋ノ本)	63	77	△ 14
	西治(赤坂)	15	49	△ 34
	西治(果樹場)	0	2	△ 2
	西治(下庄)	19	19	0
	図書館	17	14	3
	旬彩蔵	26	17	9
	新町西(アキタケ外科南)	9	4	5
	駅前(交通広場)	44	22	22
	文化センター(エルテホール前)	25	42	△ 17
	駅前(交通広場)	62	41	21
	新町西(アキタケ外科南)	29	13	16
	新町清水(JA神飾統括前)	19	11	8
	福崎大橋東(さとう前)	4	1	3
	福崎町役場	277	238	39
	吉田東(ミナミ整形前)	10	17	△ 7
計	1,067	956	111	
合 計	2,096	2,063	33	

10

報告事項(2) バス運行社会実験の状況について

平成28年度 地域公共交通会議資料
平成28年12月16日(金)

【H28. 10. 1 ダイヤ改正実施】

10月1日ダイヤ改正のご案内

■バスに関するお問い合わせは ———
神姫バス北条営業所 TEL/0790-42-0056

◆平日(月～金)時刻表

10/1よりバス停増設!

◆福崎西部工業団地 バス停位置図

播但線着時刻(下り)	7:07	7:35	8:15	8:56	10:49	12:46	14:47	16:35	17:17	18:16	19:30	20:30	20:47	21:57
福崎駅前	7:12	7:44	8:27	9:02	10:56	12:52	15:10	16:56	17:27	18:36	19:40	20:33	21:02	22:06
出屋敷	7:14	7:46	8:29	9:04	10:58	12:54	15:12	16:58	17:29	18:38	19:42	20:35	21:04	22:08
新 西谷	7:16	7:48	8:31	9:06	11:00	12:56	15:14	17:00	17:31	18:40	19:44	20:37	21:06	22:10
新 西谷	7:17	7:49	8:32	9:07	11:01	12:57	15:15	17:01	17:32	18:41	19:45	20:38	21:07	22:11
日本レイヤー	7:18	7:50	8:33	9:08	11:02	12:58	15:16	17:02	17:33	18:42	19:46	20:39	21:08	22:12
サミットスチール	7:19	7:51	8:34	9:09	11:03	12:59	15:17	17:03	17:34	18:43	19:47	20:40	21:09	22:13
サンアロイ工業	7:21	7:53	8:36	9:11	11:05	13:01	15:19	17:05	17:36	18:45	19:49	20:42	21:11	22:15
新 西谷	7:23	7:55	8:38	9:13	11:07	13:03	15:21	17:07	17:38	18:47	19:51	20:44	21:13	22:17
凸版印刷	7:24	7:56	8:39	9:14	11:08	13:04	15:22	17:08	17:39	18:48	19:52	20:45	21:14	22:18
石塚硝子	7:25	7:57	8:40	9:15	11:09	13:05	15:23	17:09	17:40	18:49	19:53	20:46	21:15	22:19
ロックベイント	7:25	7:57	8:40	9:15	11:09	13:05	15:23	17:09	17:40	18:49	19:53	20:46	21:15	22:19
IDEC	7:27	7:59	8:42	9:17	11:11	13:07	15:25	17:11	17:42	18:51	19:55	20:48	21:17	22:21
新 サミットスチール	7:29	8:01	8:44	9:19	11:13	13:09	15:27	17:13	17:44	18:53	19:57	20:50	21:19	22:23
新 日本レイヤー	7:30	8:02	8:45	9:20	11:14	13:10	15:28	17:14	17:45	18:54	19:58	20:51	21:20	22:24
新 西谷	7:32	8:04	8:47	9:22	11:16	13:12	15:30	17:16	17:47	18:56	20:00	20:53	21:22	22:26
新 西谷	7:33	8:05	8:48	9:23	11:17	13:13	15:31	17:17	17:48	18:57	20:01	20:54	21:23	22:27
出屋敷	7:35	8:07	8:50	9:25	11:19	13:15	15:33	17:19	17:50	18:59	20:03	20:56	21:25	22:29
福崎駅前	7:40	8:12	8:55	9:30	11:24	13:20	15:38	17:24	17:57	19:04	20:08	21:01	21:30	22:34
播但線発時刻(上り)	7:52	8:23	9:02	9:40	11:42	14:05	16:04	17:44	18:05	19:20	20:21	21:33	21:33	22:50



※(新)はダイヤ改正に伴い増設されたバス停です。
※道路事情等により多少遅れる場合がございますので予めご了承下さい。
※土日祝および12月29日～1月3日は運休です。

終バス延長!

「バスの時間と位置、遅れが分かる。」スマホやPCからラクラク検索♪
神姫バスナビ (http://navi.shinkibus.jp) もぜひご覧ください。
QRコードからアクセス
バーコード決済対応のバスは、QRコードで決済可能

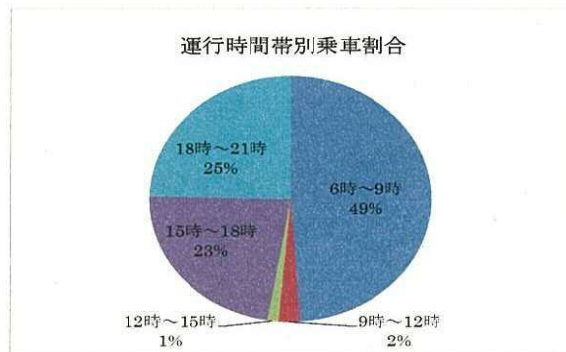
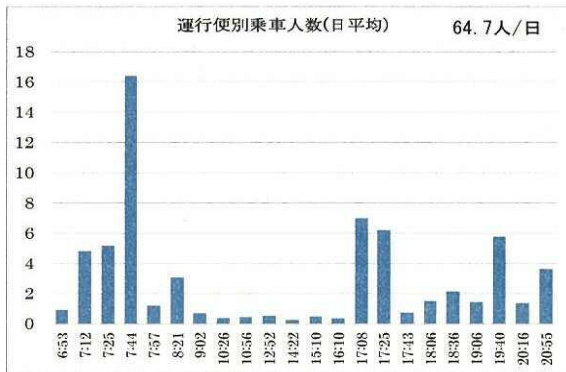
H29.3月までの実験運行です
利用状況により本格運行を検討します



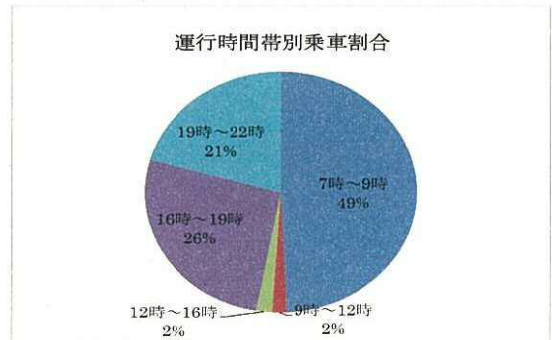
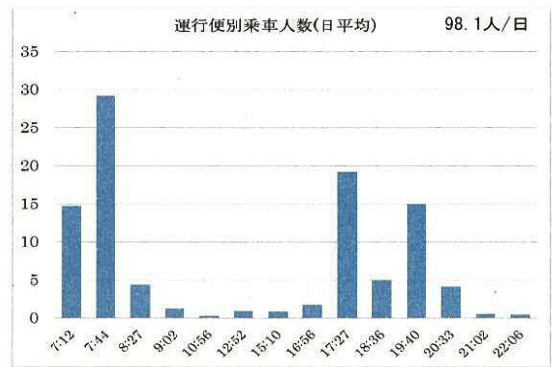
神姫バス
平成28年10月1日改正

【バス乗車人数の推移】

バス乗車人数表（平成 28 年 4 月～9 月分集計）



バス乗車人数表（平成 28 年 11 月分）



(3) その他

地域公共交通網形成計画への取り組みについて

平成28年度 第1回地域公共交通会議資料

平成28年12月16日(金)

【目次】

- 1. 地域公共交通網形成計画について……………P2
- 2. 地域公共交通網形成計画の協議等について……………P3
- 3. (参考)立地適正化計画における位置付けについて…P4～7
 - ①背景 ②現状と課題 ③目指すべき都市構造
- 4. 今後の流れ等について…P8

1. 地域公共交通網形成計画について

近畿運輸局

改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立)の概要

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等

まちづくりの観点からの交通施策の促進

関係者相互間の連携と協働の促進

等

目標
本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ①地方公共団体が中心となり、
- ②まちづくりと連携し、
- ③面的な公共交通ネットワークを再構築

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針 国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画 事業者と協議の上、地方公共団体が協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ

現状

まちづくりと一体となった公共交通の再編

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業	軌道運送高度化事業(LRTの整備)	鉄道事業再構築事業(上下分離) …
面的な公共交通ネットワークを再構築するため、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施		
地域公共交通再編実施計画	実施計画	実施計画 …
地方公共団体が事業者等の同意の下に策定		
国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し		

※改正地域公共交通活性化再生法については、平成26年11月20日に施行

2. 地域公共交通網形成計画の協議等について

★地域公共交通会議と法定協議会との関係について

地域公共交通会議と法定協議会の比較

	法定協議会	地域公共交通会議
協議会名	(仮)福崎町地域公共交通活性化協議会	福崎町地域公共交通会議
設置法的根拠	地域公共交通活性化再生法第6条第1項	道路運送法施行規則第9条の3
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議(法第6条第1項) ○バス、鉄軌道、旅客船といった個別の輸送形態ごとの輸送サービスの活性化等の観点に留まらずシームレスな輸送サービスを実現させるための複数の輸送形態間の連携・横断的な観点から協議(H26.11.20国総計第73号) 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃、料金等に関する事項 ○自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)の必要性及び旅客からの収受する対価に関する事項 ○その他これらに関し必要となる事項(H27.4.1国自旅第370号)
主な項目	○地域全体を見渡した公共交通網、地域の特性に応じた多様な交通サービス全般(バス、鉄軌道、旅客船、自家用有償旅客輸送他)	<ul style="list-style-type: none"> ○乗合事業(バス)全般 ○乗合タクシー(デマンド交通等) ○市町村運営有償運送
支援内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○財政的支援あり 【調査事業】 ・計画策定費の支援あり(1年間) 【計画事業】 ・事業に対し一括支援あり(最長3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○財政的支援なし ○コミバス等の運行に係る手続き簡素化(標準処理機関が1ヶ月に短縮される) ○自家用車での市町村運営有償運送の運行計画の策定が可能

3

3. (参考)立地適正化計画での位置付けについて

① 背景

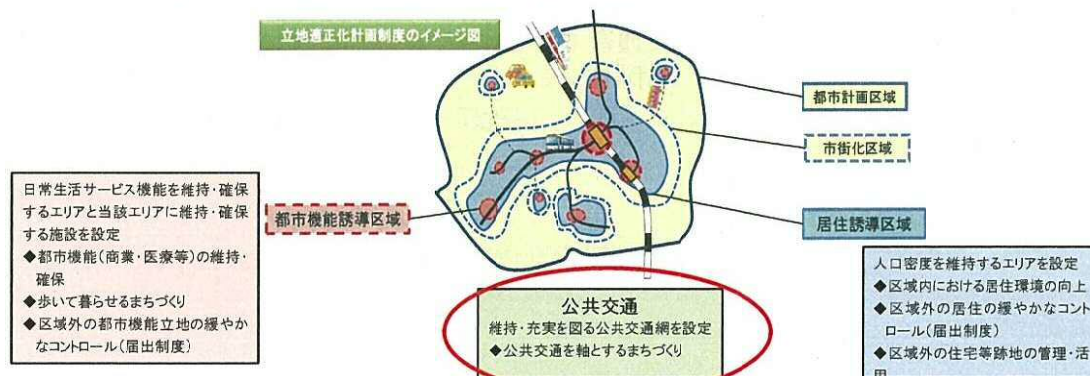
・平成26年8月に改正都市再生特別措置法が施行され、立地適正化計画制度が創設。

(住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画を作成)

・人口減少・少子高齢化、低密度な市街地の形成やまちの中心部での空き家の増加等の問題が今後進展することが想定。

持続可能な都市構造へ転換し、町民が医療・商業などの生活利便サービスを安心して享受でき、子育て世代などの若い世代にとって魅力的な居住環境を提供し、財政面・経済面で効率的な都市経営を可能とすることなどが求められている。

福崎町は概ね25年後の平成52年の都市像を目指し立地適正化計画を策定する。

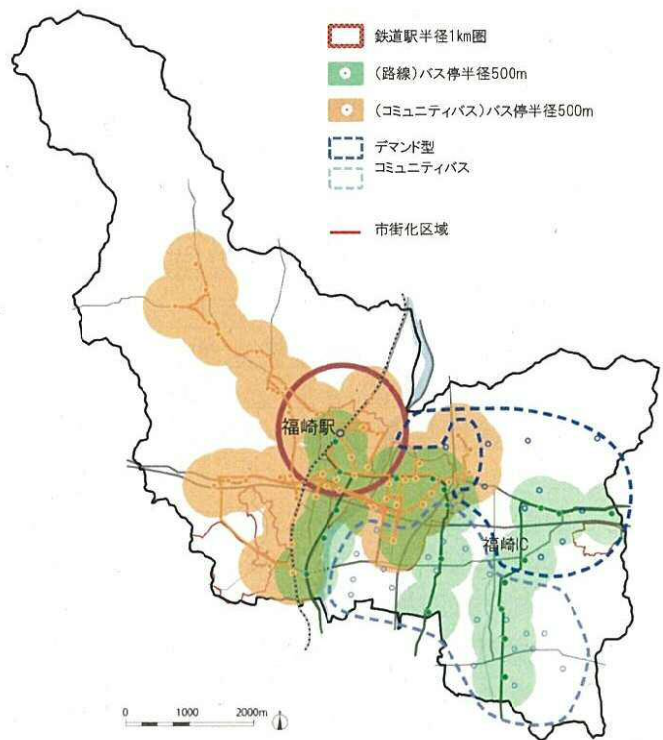


4

②公共交通における現状と課題

□現状

- ・鉄道は、姫路市と但馬地域を結ぶJR播但線が本町の中央を南北方向に走っています。平成10年3月に電化・高速化が実現し、神戸医療福祉大学の開校もあって一時的に利用者が増加しましたが、平成17年をピークに減少傾向にあります。
- ・路線バスは、神姫バスのJR福崎駅と姫路駅を結ぶ路線と、町東部地域を經由して加西市北条町駅と姫路駅を連絡する路線があります。
- ・地域公共交通網が不足しているため、コミュニティバスとしてサルビア号が運行され、バス交通不便地域の解消を図るとともに、高齢者等の移動手段を確保しています。

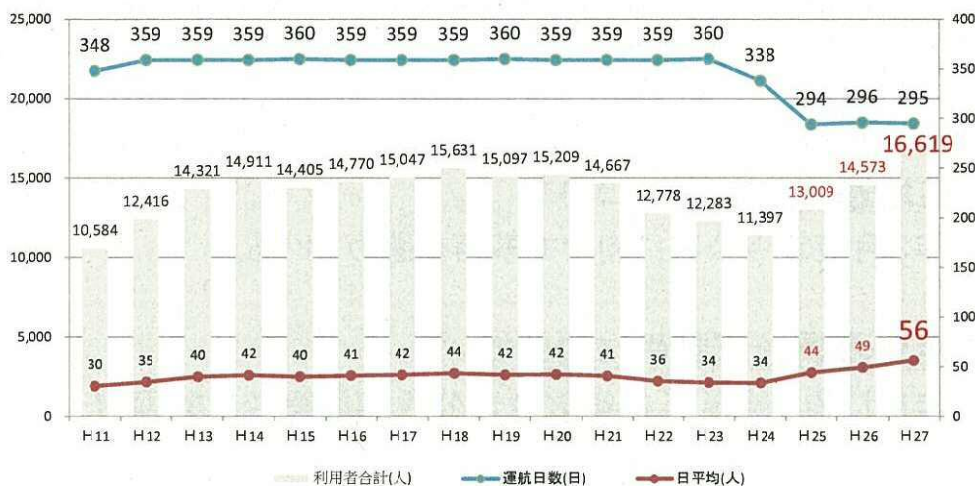


5

□課題

- ・鉄道については、JR福崎駅周辺整備の推進や公共交通結節機能の向上等、JRの利用増進を図る必要があります。
- ・路線バスについては、公共交通維持確保の観点から、都市構造と一体となった公共交通体系を構築するとともに補助等により路線維持や利用増進・利便性向上を図る必要があります。
- ・コミュニティバスについては、運行再編を行った後徐々に利用者が増加していますが、郊外便の予約型運行の利用が伸び悩んでいます。また、広域的な医療受診のための利用へのニーズが高く、運行や路線拡充の検討が必要です。

■福崎町巡回バス・コミュニティバスの運行状況

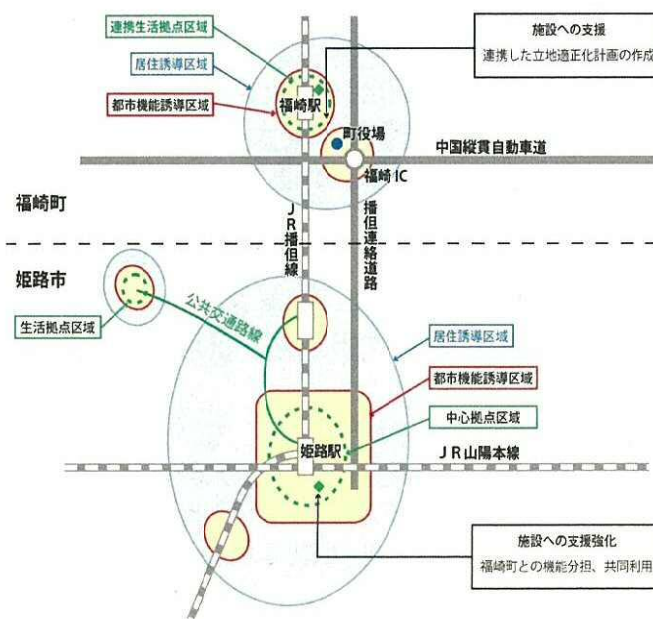


6

③ 立地適正化計画で目指すべき都市構造

立地適正化計画が目指す都市構造は、上位計画との整合性や目指すべきまちづくりの方向性等を見据えながら、下記の方針で策定します。

- 人口や都市機能増進施設が公共交通施設や結節点周辺に集積し、公共交通アクセス性及び安全・安心なゆとりある居住環境の高い「拠点」を形成します。
- 人口減少の中でも将来に渡り一定の運行水準が維持される各拠点地区を接続する「公共交通軸」を形成し、持続可能な多核連携型都市構造の構築を図ります。
- この都市構造の実現に向けて、“福崎らしいまちづくり”(コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持)を進めます。
- 高次都市機能については、姫路市の中心拠点区域と連携して機能を確保していきます。



7

4. 今後の流れ等について

【背景】

立地適正化計画と地域公共交通網形成計画は車の両輪のような関係性にある。

国は今後のまちづくりを進める中で、「コンパクト＋ネットワーク」を推進し、都市のコンパクト化を図ると同時にそれらを公共交通で繋ぐネットワーク化を非常に重視している。

福崎町では、その流れに加え市街化調整区域では「集落の活力維持」を掲げ、人口減少などの課題に対し特別指定区域の積極的な活用などを進めている。

【各種計画について】

①福崎町立地適正化計画について

・平成29年3月策定→公表に向けて事務を進めている。

②地域公共交通網形成計画について

・平成29年度に取り組み、「福崎町地域公共交通網形成計画」を策定したいと考えている。

8

○福崎町地域公共交通会議設置要綱

平成22年 7月21日告示第89号

福崎町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた公共交通に関する事項について協議するため、福崎町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 福崎町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項
- (3) 町運営有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者の中から町長が指名し、又は委嘱した委員で構成する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の職員
- (2) 町民又は利用者の代表
- (3) 国土交通省神戸運輸監理部の職員
- (4) 兵庫県中播磨県民局姫路土木事務所の職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (6) 町域を管轄する警察署の職員
- (7) 町長又はその指名する者
- (8) その他町長が交通会議の運営上必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、交通会議を代表し会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集しその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決の方法は、出席委員過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て代理人を出席させることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 6 会議は公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(協議結果の取り扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(地域公共交通に関する相談窓口の設置)

第8条 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、相談窓口を健康福祉課及びまちづくり課に設置する。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請の内容その他会議の運営について必要と認める場合は、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第3条に定める構成委員の中から必要と認める者及びその他会議が必要と認める者で

構成する。

3 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第10条 交通会議の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

(特例措置)

2 この要綱の施行の日以後最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 この要綱の施行の日以後に開かれる最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(仮称) 福崎町地域公共交通活性化協議会設置要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、福崎町地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）の組織、運営その他交通会議について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 活性化協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく持続可能な地域公共交通網の形成を図るために必要な事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の事情に即した輸送サービスの実現を図るために必要な事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 活性化協議会は、委員16人をもって組織する。

2 委員は、副町長及び別表に掲げる者のうちから町長が任命、又は委嘱する者。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、活性化協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 活性化協議会を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

3 活性化協議会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会長が必要と認めるときは、活性化協議会の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第8条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委

任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 活性化協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第10条 活性化協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第11条 活性化協議会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第12条 活性化協議会において協議が調った事項について、関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第13条 活性化協議会の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は福崎町まちづくり課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第14条 活性化協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(謝礼)

第15条 活性化協議会は、委員が会議に出席したときは、謝礼を支給することができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、活性化協議会の運営に関し必要な事項は、会長が活性化協議会に諮り定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月16日から施行する。

(特例措置)

2 この要綱の施行の日以後最初の委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。

別表（第 3 条関係）委員

住民団体又は町民の代表
交通事業者の職員
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般社団法人兵庫県タクシー協会の代表者又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所長又はその指名する者
兵庫県福崎警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
福崎町の関係機関の職員
その他交通会議の運営に必要と認める者

平成29年3月12日スタート

改正道路交通法が施行されます

リスクの高い運転者への対策

高齢運転者対策の推進



1. 新設 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習

● 臨時認知機能検査

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、新設された「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

● 臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、新設された「臨時高齢者講習」(個別指導と実車指導)を受けなければなりません。

2. 臨時適性検査制度の見直し

認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された高齢者は、違反の有無を問わず臨時適性検査(医師の診断)を受け、又は命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。



3. 高齢者講習の合理化・高度化

高齢者講習は、75歳未満の方や、認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判定された方に対しては、2時間に合理化(短縮)されます。その他の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習となります。

18歳から取得可能な免許

新設 準中型免許



1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます(普通自動車も運転できます)。

普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。

教習では、最短17日で取得可能です。

※普通免許は最短15日



3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。



平成29年3月12日
スタート

改正道路交通法が施行されます

リスクの高い運転者への対策 高齢運転者 対策の推進

1. 新設 臨時認知機能検査・ 臨時高齢者講習

● 臨時認知機能検査
改正前は3年に1度の免許証の更新のとき
だけ受けることとされていた認知機能検査につ
いて、一定の違反行為があれば、3年を待たず
に、受けることとなります。

75歳以上の運転者が、認知機能が低下した
ときに起こしやすい違反行為をしたときは、
新設された「臨時認知機能検査」を受けなけ
ればなりません。



【一定の違反行為の例】
・信号無視
・通行区分違反
・一時不停止等

● 臨時高齢者講習
臨時認知機能検査を受け、認知機能が低下
が運転に影響するおそれがあると判断され
た高齢者は、新設さ
れた「臨時高齢者講
習」(個別指導と実車
指導)を受けなければ
なりません。



一定の違反行為をしたとき



2. 見直し 臨時適性検査制度の

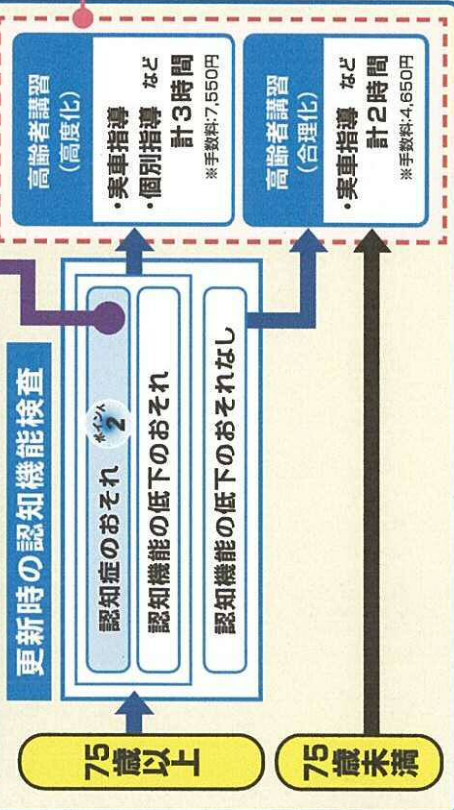
改正前と異なり、認知機能検査で認知症の
おそれがあると判定された方は、違反の有無を
問わず、医師の診断を受けることとなります。

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検
査で認知症のおそれがあると判定された方
は、臨時適性検査(医師の診断)を受け、又
は、命令に従い主治医



等の診断書を出しな
ければなりません。
※医師の診断の結果、認知
症と判断された場合は運
転免許の取消し等の対象
となります。

運転免許証を更新するとき



3. 高齢者講習の 合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の
内容等が変わります。高齢者講習は、75歳
未満の方や、認知機能検査で認知機能の低
下のおそれがないと判定された方に対して
は2時間に合理化(短縮)されます。その他
方に対しては、個別指導を含む3時間の講習
となります。



平成29年3月12日
スタート

改正道路交通法が施行されます

18歳から取得可能な免許

準中型免許 の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます(普通自動車も運転できます)。普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初め運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転する際には1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時間の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

18歳から
普通免許なしでもOK!



■免許の区分、受験資格等の改正概要について

